

始まります!

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が、来年5月21日に施行されます。5月21日以後の事件が対象となることから、実際に裁判員が参加する裁判は、来年7月ごろから行われる見込みとなっておりますが、裁判員候補者の予定者を選ぶのは本年9月ごろとなっております。12月には選ばれた方々へ裁判所から通知と調査票が届く予定となっております。

そこで、裁判員制度について改めて知っていただくために、さまざまな疑問にお答えします。

Q 裁判員はどのようにして選ばれるの？

A まず、有権者の中からくじ引きで選ばれます。

選挙権のある人の中から、選挙管理委員会が「くじ」で裁判員候補者の予定者を選び、名簿を裁判所に送ります。

裁判所では、事件ごとに「くじ」を行い、裁判所で面接を行うなどして、最終的に裁判員となる人が決まります。

試算では、当市の有権者約6万4000人から、約3000人が選ばれることとなり、約210人に1人が選ばれる計算となります(この数字は変わる可能性があります)。

Q 裁判員になることを辞退できるの？

A 一定の事由に該当した場合は、辞退できます。

次の方は、申し出をして裁判所から認められれば、辞退することができます。

① 70歳以上の方

② 学生または生徒

③ 同居の親族の介護や養育、重い病気やけが、妊娠中、出産の日から8週間を経過していないなどの理由により、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な方

また、次の方は、裁判員になることができません。

① 自衛官

② 警察官

③ 裁判官、検察官、弁護士など

④ 裁判所や法務省の職員(一部を除きます)

※裁判員になることを辞退できる事由や裁判員になることができない職業は、ほかにもあります。

Q 裁判員となるために仕事を休めるの？

A 法律で認められています。

裁判員となるために必要な休みを取

ることは法律で認められています。

また、裁判員として仕事を休んだことで、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは禁じられています。

Q 裁判は何日程度かかるの？

A 日当や交通費は支払われるの？

Q 裁判の多くは数日間で見込みです。日当や交通費も支払われます。

約7割の事件が3日程度で終わるものと見込まれています。これは、裁判を始める前に、関係者が争点や証拠を明確にする手続きを行う上、連日的に裁判を行うようにするからです。もちろん、事件によっては、長い日数が必要となるものもあります。

また、日当は日額1万円以内(裁判員候補者として裁判所へ行く場合は、8千円以内)で裁判所が定めた額、交通費は原則として電車代などの実費が支払われます。

なお、当市の場合には、水戸地方裁判所(水戸市)へ行くこととなります。



裁判員制度が

Q 裁判員に選ばれたらどのようなことをするの？

A 公判に出席して、評議・評決をします。

原則として、裁判員6人と裁判官3人が、証拠や書類を取り調べたり、証人や被告人に対する質問をしたりするなど、事件の審理をします。

証拠をすべて調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にすべきかを、裁判官と一緒に議論(評議)し、決定(評決)します。

Q 裁判員は、すべての事件に参加するの？

A 限られた事件にだけ参加します。

代表的な例は、次のとおりです。

- ①人を殺した事件(殺人)
- ②強盗が、人にけがをさせ、あるいは死亡させた事件(強盗致死傷)
- ③ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた事件(危険運転致死)
- ④人が住んでいる家に放火した事件(現住建造物等放火)
- ⑤子どもに食事を与えず、放置して、死亡させた事件(保護責任者遺棄致死)

Q 法律のことなど何も分からないのだけれど？

A 裁判官によって丁寧に説明されます。

裁判員の仕事に必要な法律に関する知識や刑事裁判の手続きについては、裁判官によって丁寧に説明されます。

また、裁判官と裁判員が十分に話し合いながら評議を進めるので、法律に関する専門的な知識は必要ありません。

Q 裁判員になったことでトラブルに巻き込まれることはないの？

A ささまざまな配慮がなされます。

裁判員の名前や住所などは公にされません。また、評議の際にどの裁判員がどんな意見を述べたかも明らかにされることはありません。

なお、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいような、ごく例外的な事件は、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判が行われることがあります。

※裁判員制度や裁判員が参加する刑事

裁判のことが詳しく分かる広報映画のDVD(下記の2種類)を市中央図書館で貸し出しています。ぜひご利用ください。



☆「裁判員 選ばれ、そして見えてきたもの」(本編69分)

☆「評議」(本編62分)

問い合わせ

牛久市選挙管理委員会(市総務課内)
☎ 873・2111 内線1011
1012

水戸地方裁判所

☎ 029・224・8408

裁判員制度ホームページ(最高裁判所)

<http://www.saibanin.courts.go.jp/>